

改正後

個020（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】

平成 23 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

FA4015

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

番号

1 住所及び氏名

郵便番号

フリガナ

氏名

住所

フリガナ

氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項

土地等に関する事項

居住開始年月日

取得対価の額

総(床)面積

うち居住用部分の(床)面積

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日

増改築等の費用の額

うち居住用部分の金額

○⑩の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます
(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます。)

4 家屋や土地等の取得対価の額

あなたの共有持分

あなたの持分に係る取得対価の額等

①

②

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

⑤住宅のみ

⑥土地等のみ

⑦住宅及び土地等

⑧増改築等

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

6 特定の増改築等に係る事項

⑩高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

⑪断熱改修工事等の費用の額

⑫特定断熱改修工事等の費用の額

⑬特定増改築等工事の費用の合計額

⑭あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額

⑮特定増改築等住宅借入金等の年末残高

⑯

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)

⑮

8 控除証明書の要否

平成24年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

要する

整理欄

住民

台帳番号

連番

改正前

個020（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】

平成 22 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

FA4014

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

番号

1 住所及び氏名

郵便番号

フリガナ

氏名

住所

フリガナ

氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項

土地等に関する事項

居住開始年月日

取得対価の額

総(床)面積

うち居住用部分の(床)面積

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日

増改築等の費用の額

うち居住用部分の金額

○⑩の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます
(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます。)

4 家屋や土地等の取得対価の額

あなたの共有持分

あなたの持分に係る取得対価の額等

①

②

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

⑤住宅のみ

⑥土地等のみ

⑦住宅及び土地等

⑧増改築等

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

6 特定の増改築等に係る事項

⑩高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

⑪断熱改修工事等の費用の額

⑫特定断熱改修工事等の費用の額

⑬特定増改築等工事の費用の合計額

⑭あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額

⑮特定増改築等住宅借入金等の年末残高

⑯

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)

⑮

8 控除証明書の要否

平成23年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

要する

整理欄

住民

台帳番号

連番

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）

改

正

後

個⑥020（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書【二面】

○平成23年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	円
番 号	居 住 の 用 に 供 し た 日 等		算 式 等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から5のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高40万円) 円 00
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高40万円) 円 00
		平成14年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高50万円) 円 00
		平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	(最高37万5千円) 円 00
		平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	(最高25万円) 円 00
		2	住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合
平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =			(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	(最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨の金額(最高1,000万円) …… ④() ⑬の金額()×0.02+ (④-⑬)×0.01=	(最高12万円) 円 00
5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨の金額(最高1,000万円) …… ④() ⑬の金額()×0.02+ (④-⑬)×0.01=	(最高12万円) 円 00

※ ⑬の金額を一面の⑬欄に転記します。

二面
提出用

○二面は一面と一緒に提出してください。

改

正

前

個⑥020（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書【二面】

○平成22年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	円		
番 号	居 住 の 用 に 供 し た 日 等		算 式 等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から5のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高50万円) 円 00		
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高20万円) 円 00		
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高25万円) 円 00		
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高30万円) 円 00		
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高40万円) 円 00		
		平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高50万円) 円 00		
		平成12年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	(最高37万5千円) 円 00		
		平成11年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	(最高25万円) 円 00		
		2	住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	(最高12万円) 円 00
				平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成21年6月4日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	(最高60万円) 円 00		
4	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨の金額(最高1,000万円) …… ④() ⑬の金額()×0.02+ (④-⑬)×0.01=	(最高12万円) 円 00		
5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨の金額(最高1,000万円) …… ④() ⑬の金額()×0.02+ (④-⑬)×0.01=	(最高12万円) 円 00		

※ ⑬の金額を一面の⑬欄に転記します。

二面
提出用

○二面は一面と一緒に提出してください。

改正後	改正前
個⑥020（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方】 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方 ○（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書は、まず、1から6の該当する欄を書き、次に7により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算します。 なお、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合（平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限ります。）や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」（以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用がある場合は「（付表1）補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」を併せて使用します。また、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「（付表2）連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。 1「2新築又は購入した家屋等に係る事項」欄 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。 また、「土地等に関する事項」欄の「〔平成□□.□□.□□〕」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。 2「4家屋や土地等の取得対価の額」欄 (1)④の欄又は⑤の②欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ④又は⑤（共有持分があるときはそれぞれ④×④の①又は⑤×⑤の①）の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、（付表1）の⑥の⑦又は⑥の⑦の金額をそれぞれ転記します。 (2)⑤の②欄の記入に当たっては、次にあります。 i住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、⑤（共有持分があるときは⑤×⑤の①）の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、（付表1）の⑥（共有持分があるときは⑥×⑥の①）の金額を記入します。 ii住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…（付表1）の⑥の⑦の金額を転記します。 3「5居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄 (1)③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。）。 なお、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。 本年の住宅借入金等の年末残高 × $\frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$ また、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥、⑦又は⑧の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。 (2)⑦欄の割合が90％以上である場合は100.0％と書きます。 なお、⑥の⑦欄と⑦の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄と⑧の⑦欄の割合の差が10％以内（前記に該当する方は調整前の数値と比較します。）である場合には、それぞれ⑥の面積は「④×⑥の⑦」又は「④×⑧の⑦」とし、⑦の⑦欄は、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑧の⑦欄の割合を書いて差し支えありません。 (3)⑥の⑦欄の記入に当たっては、⑥の⑦欄と⑦の⑦欄の割合又は⑦の⑦欄と⑧の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑧の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きます。 i⑥の⑥欄の金額（円）× $\frac{\text{⑥の⑥欄又は⑦の⑥欄の金額（円）}}{\text{⑥の②欄の金額（円）}}$ × $\frac{\text{⑦の⑦欄又は⑧の⑦欄の割合（％）}}{\text{⑧の⑦欄の割合（％）}}$ = （円） ii⑥の⑥欄の金額（円）× $\frac{\text{⑦の②欄の金額（円）}}{\text{⑥の②欄の金額（円）}}$ × ⑦の⑦欄の割合（％） = （円） (4)⑨欄は、次のiからviiiに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。 i平成23年中又は平成17年中に居住の用に供した場合（viiiの場合を除きます。）… 4,000万円 ii平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合（viiiの場合を除きます。）… 5,000万円 iii平成20年中に居住の用に供した場合（viiiの場合を除きます。）… 2,000万円 iv平成19年中に居住の用に供した場合（viiiの場合を除きます。）… 2,500万円 v平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円 vi平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間又は平成14年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合 … 5,000万円 vii平成23年中に居住の用に供した場合で、認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき … 5,000万円 viii特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 … 1,000万円 4「6特定の増改築等に係る事項」欄 (1)高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」（平成23年6月30日前の契約に係る増改築等工事証明書は「高齢者等居住改修工事等の費用の額」）の金額を書きます。 (2)高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額（平成23年6月30日前に増改築等に係る契約を締結した場合に交付等を受ける地方公共団体からの補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額を含みます。）の合計額を書きます。 (3)断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」（平成23年6月30日前の契約に係る増改築等工事証明書は「断熱改修工事等の費用の額」）の金額を書きます。なお、平成21年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、「施行令第26条の28の5第9項に規定する改修工事に要した費用の額」（平成23年6月30日前の契約に係る増改築等工事証明書は「第26条の28の5第9項に規定する改修工事の費用の額」）の金額を書きます（注）。 (4)「⑭特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」（平成23年6月30日前の契約に係る増改築等工事証明書は「特定断熱改修工事等の費用の額」）の金額を書きます（注）。 (注)平成23年6月30日以後に断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等に係る契約を締結した場合で補助金等の交付を受けるときは（付表1）の⑨又は⑫の金額を記載します。 5「7（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」欄 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算し、⑮欄に転記します。 6申告書への転記等 ⑮（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」に転記します。 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等（例：平成23年4月13日居住開始）を書きます。 ○この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「証明書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。 ただし、既に平成11年分から平成22年分までにこの控除を受けている方が平成23年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類と一緒に提出する必要はありません。 ○（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。 ○記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。	個⑥020（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方】 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方 ○（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書は、まず、1から6の該当する欄を書き、次に7により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算します。 なお、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「（付表）連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。 1「2新築又は購入した家屋等に係る事項」欄 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。 また、「土地等に関する事項」欄の「〔平成□□.□□.□□〕」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。 2「5居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄 (1)③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。）。 なお、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。 本年の住宅借入金等の年末残高 × $\frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$ また、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥、⑦又は⑧の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。 (2)⑦欄の割合が90％以上である場合は100.0％と書きます。 なお、⑥の⑦欄と⑦の⑦欄の割合又は⑦の⑦欄と⑧の⑦欄の割合の差が10％以内（前記に該当する方は調整前の数値と比較します。）である場合には、それぞれ⑥の面積は「④×⑥の⑦」又は「④×⑧の⑦」とし、⑦の⑦欄は、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑧の⑦欄の割合を書いて差し支えありません。 (3)⑥の⑦欄の記入に当たっては、⑥の⑦欄と⑦の⑦欄の割合又は⑦の⑦欄と⑧の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑧の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きます。 i⑥の⑥欄の金額（円）× $\frac{\text{⑥の⑥欄又は⑦の⑥欄の金額（円）}}{\text{⑥の②欄の金額（円）}}$ × $\frac{\text{⑦の⑦欄又は⑧の⑦欄の割合（％）}}{\text{⑧の⑦欄の割合（％）}}$ = （円） ii⑥の⑥欄の金額（円）× $\frac{\text{⑦の②欄の金額（円）}}{\text{⑥の②欄の金額（円）}}$ × ⑦の⑦欄の割合（％） = （円） (4)⑨欄は、次のiからviiiに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。 i平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合（viiiの場合を除きます。）… 5,000万円 ii平成20年中に居住の用に供した場合（viiiの場合を除きます。）… 2,000万円 iii平成19年中に居住の用に供した場合（viiiの場合を除きます。）… 2,500万円 iv平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円 v平成17年中に居住の用に供した場合 … 4,000万円 vi平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合 … 5,000万円 vii特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 … 1,000万円 3「6特定の増改築等に係る事項」欄 (1)高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の金額を書きます。 (2)高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪交付等を受ける補助金等の合計額」欄には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額の合計額を書きます。 (3)断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等の費用の額」（平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、「第26条の28の5第9項に規定する改修工事の費用の額」）の金額を書きます。 (4)「⑭特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます。 4「7（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」欄 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算し、⑮欄に転記します。 5申告書への転記等 ⑮（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に転記します。 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等（例：平成22年4月13日居住開始）を書きます。 ○この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「証明書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。 ただし、既に平成11年分から平成21年分までにこの控除を受けている方が平成22年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類と一緒に提出する必要はありません。 ○（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。 ○記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。